

# 覚 書 (出版－取次)

平成 年 月 日付で甲・乙間で締結した再販売価格維持契約書(出版⇔取次)〔以下契約書という〕における契約慣行上の疑義を解消し、再販制度の本旨に沿った運用がなされるよう以下の通り取決める。

## < 記 >

### 1) 契約書第六条1項にある

<「定価」の表示の変更措置>とは、「出版物の価格表示等に関する自主基準」および「同実施要領」に則ったものとする。

### 2) 契約書第六条2項にある

甲が認めた場合における<大量一括購入>とは、官公庁等の入札によらない大量一括購入であり、この場合の割引販売においても甲の承諾を得るものとする。

### 3) 契約書第六条1項および2項の実施にあたって、乙は甲と協議の上小売業者に対し、公平性が確保されるように配慮し、事前に出版業界紙等に広報活動を行うものとする。

また、謝恩価格本販売実施の際、それに参加しない小売業者に明らかな損害が生じた場合、乙は甲と速やかに協議の上、小売業者の損害回避のため返品入帳等の承諾を得るものとする。

### 4) また同2項にある

出版業者が認めた場合における<その他謝恩価格本等>とは、出版業者主催による、再販出版物の書目・期間および場所限定の割引販売を意味している。これには小売業者独自の判断で実施するところの、再販出版物の割引販売に類する行為は含まれない。

小売業者独自で行う割引販売行為については、甲の承諾を得るものとする。

### 5) 本覚書は契約書と一体をなすものである。

平成 年 月 日

甲 (出版) ⑩

乙 (取次) ⑩